# 第5章 整備基本計画

# 1. 地区区分計画

整備は、保存活用計画で定められた第1種~第4種の地区区分を基に実施する。各地区の整備の 考え方と概要、および整備対象となる要素を次頁以降に示す。

# 表:地区区分(各地区を示す図表の色は対応している。)

第1種地区	本丸から内堀を除いた彦根山の範囲であり、史跡公園として市が管理・運営している地区。
第2種地区	二の郭から中堀を除いた範囲であり、史跡公園として市が管理・運営している範囲・ 裁判所等の国の機関・市立中学校・県立高等学校・県道・市道・個人住宅など様々 な土地利用が行われている地区。
第3種地区	本丸の内堀と二の郭の中堀の範囲(護岸石垣を含む)であり、準用河川として市が 所有・管理している地区。
第4種地区	江戸時代には武家屋敷や町人の住居、寺院などが配置されていた三の郭の範囲の 内、所有者が独自に公開活用を行っている埋木舎と、市が管理している外堀土塁遺 構の地区。

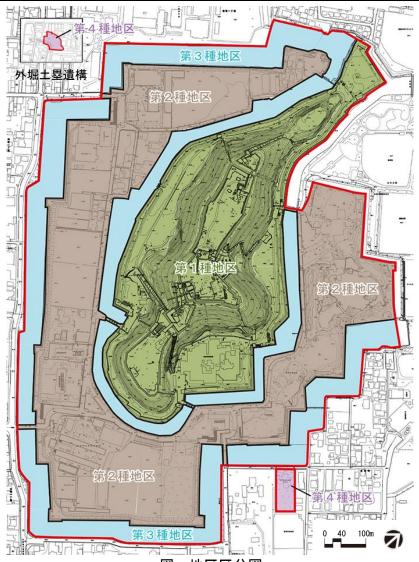


図:地区区分図

# (1) 第1種地区

#### ①整備の考え方

特別史跡彦根城跡の本質的価値1の確実な保存と継承に向けた整備

# 【保存整備】

- ・彦根城跡の中枢となる地区であり、指定地において最も強く本質的価値が顕在化している 地区であることから、全体として現状保存を基本とする。
- ・国宝・重要文化財建造物が集積する地区であることから、各建造物を適切に保存する。
- ・築城時に形成された彦根山が現存する地区であることから、地形を含む遺構を適切に保存 する。
- ・江戸時代から現在にかけての植生の遷移を尊重した、彦根山の自然環境の保全を行う。

# 【活用整備】

- ・現状保存を原則としつつ、来城者の安全のための防災・防犯対策を充実させる。
- ・活用に関わる施設は、デザインや配置を見直し、原則として新たな施設等は設置しない。
- ・彦根城博物館は、本質的価値の普及に効果的なガイダンスが実施できるような整備を行う。

# ②地区の概要と整備対象となる要素

慶長9年(1604)の築城開始頃、彦根山の地形を利用して造られた本丸に、天守、附櫓及び多間櫓、太鼓門及び続櫓、天秤櫓、西の丸三重櫓及び続櫓が建築された。これらの建造物は現在国宝や重要文化財建造物に指定されており、公開活用が実施されている。山上は城郭の中枢部であることから石垣に囲まれており、礎石や石段、水溜跡等の遺構も多い。山麓に位置する表御殿は、彦根藩の政庁と藩主の住居を兼ねた建造物であり、元和8年(1622)までに建てられたが、明治11年(1878)頃に解体された。その後、昭和62年に復元され、現在は彦根城博物館として使用されている。内部には寛政12年(1800)に建てられた能舞台が現存している。また、彦根山を中心とした自然環境は、江戸時代から現在まで引き継がれる重要な景観である。

- まる八年	<b>あ</b> /#-\		整備内容		
要素の分類	整備対象となる要素	分類	整備内容の詳細な参照先	頁	
	彦根山の地形、切岸、石垣、雁木、 石段、櫓跡、土塁、竪堀、地下遺構		遺構保存に関する計画	P86	
A:特別史跡の本質	西の丸三重櫓及び続櫓北側の木造 橋、廊下橋	保存 整備	歴史的建造物および庭園等の 修復に関する計画	P94	
的価値を構成する	彦根山の植生		修景および植栽に関する計画	P104	
諸要素	櫓跡、井戸跡、水溜跡、石垣、竪堀、 <mark>地下遺構</mark>	活用	遺構の表現に関する計画	P100	
	水抜き石組桝	整備	管理施設および便益施設に関する計画	P113	
B:特別史跡の本質 的価値を構成する	サクラ、鐘の丸藤棚、西の丸藤棚、 見学環境に悪影響を及ぼす樹木 等、指定地周辺からの眺望に悪影響 を及ぼす樹木等	活用整備	修景および植栽に関する計画	P104	
要素以外の諸要素	案内板、解説板、注意板		案内・解説施設に関する計画	P108	

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』に基づき、第3章「2.特別史跡の本質的価値と構成要素」の「(1) 彦根城跡の本質的価値」に整理した、本質的価値の全体を指す。

	本丸管理事務所、表門事務所、水 道栓、作業用道路、大手門公衆トイ レ、大手門橋付近に位置するポンプ 小屋、電柱、電線、照明灯、本丸売		管理施設および便益施設に 関する計画	P113
B:特別史跡の本質	店、鐘の丸売店、ベンチ、防災・防犯設備	活用	管理施設および便益施設に 関する計画	P113
的価値を構成する 要素以外の諸要素	彦根城博物館、 <mark>表門事務所、</mark> 大手 門券売所、黒門券売所、 <mark>黒門土橋</mark>	整備	公開活用およびそのための 施設に関する計画	P120

# (2)第2種地区

# ①整備の考え方

特別史跡彦根城跡の本質的価値の顕在化のための整備

### 【保存整備】

・公有地化の推進によって特別史跡の確実な保存を図る。

#### 【活用整備】

- ・江戸時代から土地利用が大きく変わった地区であり、江戸時代の姿が想像し辛いことから、 名勝玄宮楽々園や藩校弘道館、武家屋敷等、江戸時代後期の彦根城の姿を目指した復元を 図る。
- ・公共施設や個人住宅等が立地しており、一般車両の往来も多い地区であることから、市民 の合意を得た上で、車両の進入規制や駐車場の移設・再配置を検討し、江戸時代後期の姿 を尊重しつつ、公開・活用に考慮した土地利用への転換、城郭等への眺望、来城者の安全 確保を図る。

### ②地区の概要と整備対象となる要素

地区の東側には、延宝年間(1673~1681)に玄宮楽々園が築造され、藩主の隠居所や下屋敷として使用された。二の丸佐和口多聞櫓と馬屋は明和4年(1767)に共に焼失した後、明和年間(1764~1772)に再建され、現在は重要文化財建造物に指定されている。寛政11年(1799)には藩校稽古館が建てられ、天保元年(1830)に藩校弘道館に改称された。弘道館の講堂および公館の建物は、現在指定地周辺に移築され、金亀会館として利用されている。また、旧西郷屋敷、旧木俣屋敷、旧脇屋敷といった武家屋敷が江戸時代から残っており、遺構としても多く埋蔵されていると考えられるが、未調査となっているものが多い。江戸時代には彦根藩の諸施設や上級家臣の武家屋敷が分布していたが、現在は近代以降に建てられた裁判所や個人住宅が立地し、一般車両も行き交い、景観が変容している。さらに、大正13年(1924)に建築されたヴォーリズ建築は、重要な歴史的建造物であるが、価値付けが明確になっていない。

要素の分類	整備対象となる要素		整備内容	
安系の万領			整備内容の詳細な参照先	頁
	石垣、雁木、石段、土塁、地下遺構	归去	遺構保存に関する計画	P86
↑ . 性別市味の大 <i>陸</i>	旧西郷屋敷、旧木俣屋敷、名勝玄宮	保存整備	歴史的建造物および庭園等の	D04
A:特別史跡の本質 的価値を構成する	楽々園		修復に関する計画	P94
お要素	地下遺構	活用	遺構の表現に関する計画	P100
<b>珀安</b> 系	旧西郷屋敷、旧木俣屋敷、旧脇屋 敷、二の丸佐和口多聞櫓	整備	公開活用およびそのための 施設に関する計画	P120

B : 特別史跡の本質 的価値を構成する 要素以外の諸要素	公共施設や住宅地等(テニスコート、 防球ネット、テニスコートトイレ、更衣 室、自動販売機、鉄骨建物、物置、 ごみストッカー、裁判所、検察庁、拘	-	整備事業に必要となる調査等に関する計画	P81
	置所、官舎、緊急用発電設備、自転車置き場、西中学校、彦根東高校、自転車置き場、個人住宅、集合住宅、町内会掲示板、ごみストッカー、水田、畑、竹林)	-	整備事業に必要となる調査等に関する計画	P81
	ヴォーリズ建築、旧御座所、旧門衛 所	保存 整備	歴史的建造物および庭園等の 修復に関する計画	P94
B:特別史跡の本質	サクラ、見学環境に悪影響を及ぼす 樹木等、指定地周辺からの眺望に悪 影響を及ぼす樹木等、藤棚		修景および植栽に関する計画	P104
的価値を構成する	案内板、解説板、注意板	•	案内・解説施設に関する計画	P108
要素以外の諸要素	彦根城管理事務所作業所、水道 栓、電線、電柱、照明灯、二の丸売 店、休憩棟、ベンチ、大手駐車場、 二の丸駐車場、桜場駐車場、大手駐 車場管理事務所、二の丸駐車場管 理事務所、桜場駐車場管理事務 所、防災・防犯設備	活用整備	管理施設および便益施設に 関する計画	P113
	開国記念館、ヴォーリズ建築、旧御 座所、旧門衛所、京橋(コンクリート 橋)、玄宮園券売所(北側、南側)		公開活用およびそのための 施設に関する計画	P120

# (3)第3種地区

# ①整備の考え方

特別史跡彦根城跡の本質的価値の確実な保存と継承に向けた整備

### 【保存整備】

- ・堀を構成する遺構および堀内に生育するオニバスを保存する。
- ・堀の水質汚染の状況を確認し、必要な対策をとる。

# ②地区の概要と整備対象となる要素

堀は築城時から存在し、彦根城跡を形成する重要な要素である。また、堀内に生育する市指定 天然記念物のオニバスは、江戸時代にも存在していた貴重な水草だが、外来種であるミシシッピ アカミミガメの影響等により減少している。

なお、第3種地区の中堀の一部は名勝指定範囲であり、その範囲については、「名勝玄宮楽々園保存活用計画」(令和3年(2021)策定予定)に従う。

亜まの八将	整備対象となる要素	整備内容		
要素の分類		分類	詳細な整備内容の参照先	頁
A:特別史跡の本質	堀、石垣	保存	遺構保存に関する計画	P86
的価値を構成する 諸要素	オニバス	整備	修景および植栽に関する計画	P104
B:特別史跡の本質 的価値を構成する 要素以外の諸要素		活用整備	案内・解説施設に関する計画	P108

# (4)第4種地区

# ①整備の考え方

# 本丸・二の郭および周辺施設等と連携した整備

### 【保存整備】

・土地所有者および周辺施設等の管理者との連携体制を構築し、特別史跡の一部であること を明確化した確実な保存を図る。

# 【活用整備】

・特別史跡および周辺施設等と積極的に連携した公開を推進する。

# ②地区の概要と整備対象となる要素

埋木舎の主屋は宝暦9年(1759)に建てられ、井伊家の庶子を養育する場として、彦根藩主となる前の井伊直弼も生活していた。現在は所有者が独自に公開活用を行っている。外堀土塁遺構は、江戸時代初期に築造された外堀内側の土塁で、平成28年(2016)に追加指定されたが、本丸および二の郭から離れた地区であることから、彦根城跡との関係性の明確化が必要である。

西圭の八粨	整備対象となる要素	整備内容		
要素の分類		分類	詳細な整備内容の参照先	頁
A:特別史跡の本質	土塁	保存 整備	遺構保存に関する計画	P86
的価値を構成する			遺構の表現に関する計画	P100
諸要素	見学環境に悪影響を及ぼす樹木等	活用	修景および植栽に関する計画	P104
B:特別史跡の本質		整備		
的価値を構成する	解説板		案内・解説施設に関する計画	P108
要素以外の諸要素				

# 2. 整備事業に必要となる調査等に関する計画

確実かつ円滑に保存整備・活用整備を行うため、整備事業に必要となる施設移転および公有地化 の推進と、調査を実施する。これらの整備事業に必要となる調査等から整備への流れは、以下の図の とおりである。

また、特別史跡の適切な保存のため、文化財指定に必要となる調査を実施する。

# 整備事業に必要となる調査 整備事業に必要となる公有地化の推進

保存整備・活用整備

「3. 遺構保存に関する計画」~ 「10. 公開活用およびそのための施設に関する計画」

「2. 整備事業に必要となる調査等に関する計画」

図:整備事業に必要となる調査等から整備への流れ

### (1)整備事業に必要となる調査の実施

整備の必要性や具体的な手順および方法を検討するために実施する調査の内、主なものを以下 に示す。

# ①遺構保存に関する調査の実施

- ・指定地の全ての石垣については、整備に先立ち、詳細な状態を把握するため、3次元測量に よる現況のオルソ画像を取得する。
- ・第1種地区の売店等の施設移転の後に、地下遺構の確認のための発掘調査を行う。
- ・第2種地区の公共施設や個人住宅等の施設移転および公有地化の後に、地下遺構の確認の ための発掘調査を行う。
- ・発掘調査では、次々頁の表に示したような絵図記載の滅失した主な建造物に関わる地下遺 構が発見される可能性があるため、悪影響を与えないよう留意しておく。

### ②歴史的建造物および庭園等の修復に関する調査の実施

- ・近世建造物(旧木俣屋敷、旧西郷屋敷等)、近代建造物(ヴォーリズ建築、旧御座所、旧門衛 所)、旧木俣屋敷庭園等、および木造橋については、整備に先立ち、腐朽、欠損の状態を確認 するため、調査を行う。
- 「A:特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」である近世建造物(旧木俣屋敷、旧西郷屋敷 等)については、整備にあたって、江戸時代後期の姿(規模、材料、構造、デザイン等)への 復元が可能かを検討する。

# ③修景および植栽に関する調査の実施

・指定地の全ての樹木および草本については、整備に先立ち現地調査を行い、貴重種等の確認や 整備対象となる樹木および草本の検討を行う。

# (2) 整備事業に必要となる公有地化の推進

指定地における現在の土地所有は、公有地(市有地、準用河川、県有地、国有地、道路敷)と 公有地外(民有地、独立行政法人)に区分されている。

- ・特別史跡の保存・活用を適切に行うため、整備事業と並行しながら、指定地の公共施設や個人住宅等の移転および公有地化を推進する。
- ・将来的には、指定地全域を公有地化し、市の管理下において適切な保存・活用を図ることを 目指す。

# (3) 文化財指定に必要となる調査の実施

### ①特別史跡指定に関する調査の実施

指定地周辺に位置する武家屋敷や寺社、遺構等には、江戸時代後期に成立し当時の彦根城を構成していた「C:彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素」が含まれる。

・これらについて、特別史跡への追加指定を目指し、本質的価値を見出すための調査を実施する。

# ②建造物指定に関する調査の実施

指定地に位置する旧脇屋敷長屋や埋木舎等は、江戸時代後期に成立した「A:特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」でありながら文化財指定されていない。

・これらについて、文化財指定を目指し、本質的価値を見出すための調査を実施する。

# 表:「御城内御絵図」(文化 11 年 (1814)) および「彦根御城下惣絵図」(天保 7 年 (1836)) 記載の滅失した主な建造物

### (P) (中の大子側口)   では、   では	地区	: 戦の一級失した主な遅返者 絵図記載の滅失した主な 建造物 <sup>2</sup> (次頁以降に図示)	プログラップ	地下遺構の状況
大筒入 御広間、御台所、御局文庫 建物配置を推定できる礎石 一様存		御守殿	痕跡無し	不明
神(本) 神(本) 神(本) 神(本) 本(を) は (お) は			痕跡無し	不明
塩櫓		御広間、御台所、御局文庫		不明
第1種		御文庫	北部:建物配置を推定できる 礎石残存、南部:痕跡無し	不明
# 1種		塩櫓	櫓台残存	不明
### (### ### ### #### ###############		扇子御櫓、御門櫓	建物礎石らしき石材が散在	不明
御城米御蔵 北部:わずかに礎石残存 区の発掘調査(平成 13 年(2001))により布基礎等の遺構確認 不明 福台・土塁残存 不明 黒門公衆トイレが立地 黒門公衆トイレ建設に伴う発掘調査により遺構確認 裏御門櫓 門や櫓の基礎となる石垣残存 海馬場 痕跡なし 不明 三階御門 礎石残存 不明 一番のまでを 不明 一番のまで で 「 一番のまで で 一番のまで で 「 一番のまで 「 一番で  一番で	第1種	二階大手御門櫓	礎石残存	不明
階御櫓		御城米御蔵	北部:わずかに礎石残存	区の発掘調査(平成 13 年(2001))に
裏御門櫓     門や櫓の基礎となる石垣残存 痕跡なし       短御門     痕跡なし     不明       三階御門     庭石残存     不明       御門、太門御櫓     石垣残存     不明       弘道館     弘道館の北限や東限を示す石列あるいは石垣が露出     弘道館跡における範囲確認調査(平成 24・25 年度(2012・2013))により遺構確認       第2種     武家屋敷(西中学校付近)     痕跡なし     西中学校校舎増築に伴う発掘調査(昭和 54 年度(1979)、昭和 59・60 年度(1984・1985))により遺構確認       武家屋敷(彦根東高校付近)     痕跡なし     彦根東高校校舎建設に伴う発掘調査(昭和 55・61 年度(1980・1986)、平成 19年度(2007))により遺構確認       御作事所     原味なり     作事所跡の発掘調査(平成 12~14年		御多門櫓、三階御櫓、二 階御櫓	櫓台•土塁残存	不明
一日   一日   一日   一日   一日   一日   一日   一日		御番所	黒門公衆トイレが立地	黒門公衆トイレ建設に伴う発掘調査により遺構確認
海馬場   痕跡なし   不明   正確御門   虚石残存   不明   本の   本の   本の   本の   本の   本の   本の   本		裏御門櫓	門や櫓の基礎となる石垣残存	不明
三階御門       礎石残存       不明         御門、太門御櫓       石垣残存       小道館の北限や東限を示す 弘道館跡における範囲確認調査(平成 24・25 年度(2012・2013))により遺構確認         第2種       武家屋敷(西中学校付近)       画中学校校舎増築に伴う発掘調査(昭和 54 年度(1979)、昭和 59・60 年度(1984・1985))により遺構確認         武家屋敷(彦根東高校付近)       彦根東高校校舎建設に伴う発掘調査(昭和 55・61 年度(1980・1986)、平成19 年度(2007))により遺構確認         (昭和 55・61 年度(1980・1986)、平成19 年度(2007))により遺構確認         (田本 55・61 年度(1980・1986)、平成19 年度(2007))により遺構確認		御馬場	痕跡なし	.1.01
御門、太門御櫓 石垣残存 不明  弘道館の北限や東限を示す		冠御門	痕跡なし	不明
<ul> <li>弘道館 弘道館の北限や東限を示す</li></ul>		三階御門	礎石残存	不明
弘道館		御門、太門御櫓	石垣残存	不明
武家屋敷(西中学校付近) 痕跡なし (昭和 54 年度 (1979)、昭和 59・60 年度 (1984・1985)) により遺構確認 (昭和 55・61 年度 (1980・1986)、平成 19 年度 (2007)) により遺構確認 (昭和 55・61 年度 (1980・1986)、平成 19 年度 (2007)) により遺構確認 作事所跡の発掘調査 (平成 12~14 年		弘道館	弘道館の北限や東限を示す 石列あるいは石垣が露出	成 24・25 年度(2012・2013))により遺
(昭和 55·61 年度(1980·1986)、平成 19 年度(2007))により遺構確認 作事所跡の発掘調査(平成 12~14 年	第2種	武家屋敷(西中学校付近)	痕跡なし	(昭和 54 年度(1979)、昭和 59・60 年
御作事所痕跡なし作事所跡の発掘調査(平成 12~14 年度(2000~2002))により遺構確認		l	痕跡なし	(昭和 55.61 年度(1980.1986)、平成
		御作事所	痕跡なし	作事所跡の発掘調査(平成 12~14 年度(2000~2002))により遺構確認

\_

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>主な建造物の名称は、絵図記載の名称を用いて示している。なお、「彦根御城下惣絵図」に示される土地区画に基づいて、「武家屋敷」はまとめて示した。

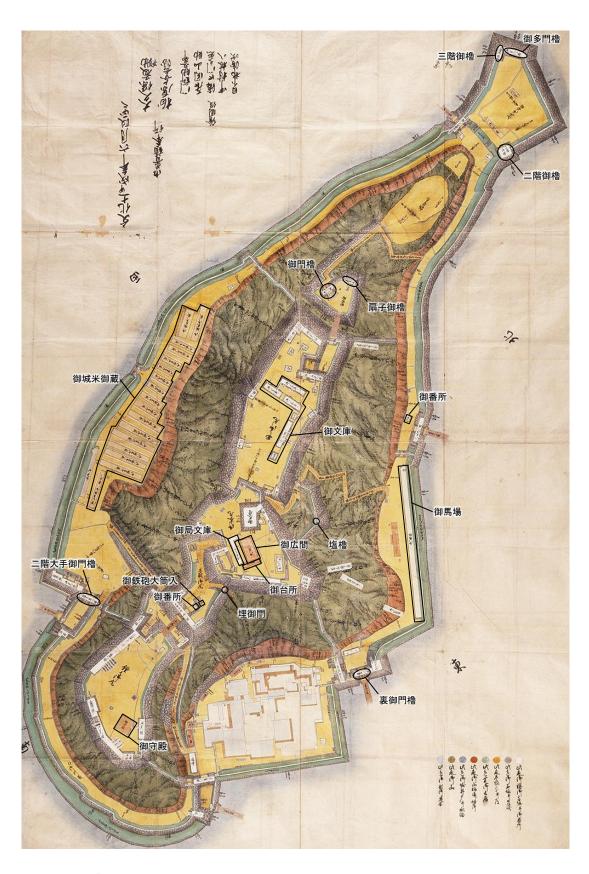


図:「御城内御絵図」文化 11 年 (1814) (第1種地区の範囲にあたる)

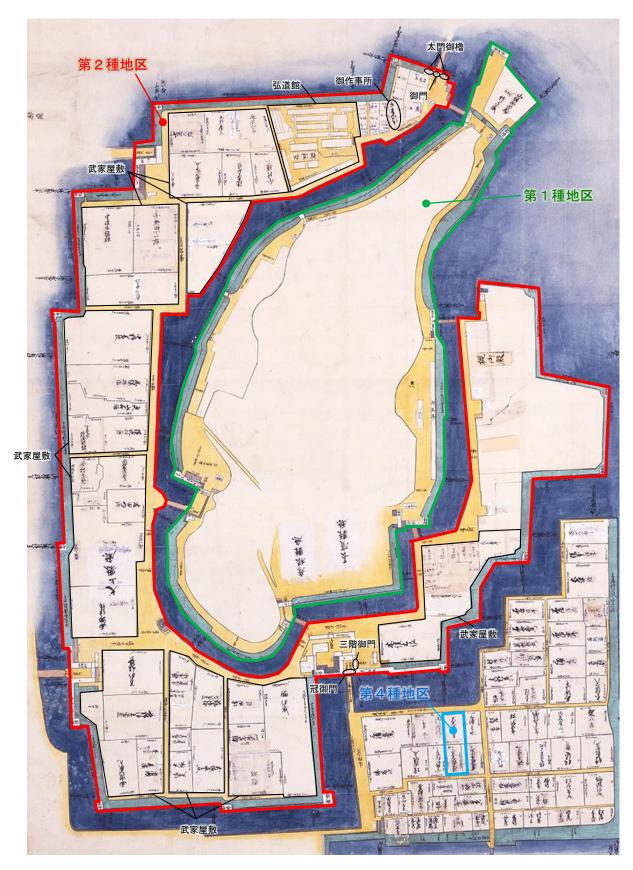


図:「彦根御城下惣絵図」天保7年(1836)

# 3. 遺構保存に関する計画

特別史跡指定地の遺構を、築城時に造成された彦根山の地形と露出遺構に分類し、これらを確実に守るための保存整備を実施する。

本計画の整備箇所の内、本計画を作成した令和2年(2020)に目視で確認した、優先的に整備を実施すべき箇所を本項末尾の図に示す。

#### (1) 彦根山の地形整備

彦根山斜面裾北西部等では、樹木の根の影響等による<mark>切岸</mark>の崩落が激しく、一部ではオーバーハングしている箇所がある。また、崩落が特に激しい箇所は、シート等によって応急処置が実施されている。

・原則として地形は現状保存とするが、切岸等で崩落が進行する場合は、地形保存のための斜面 の崩落防止措置を図る。整備が必要な場合は以下の順序で実施する。

### 1) 斜面への網敷および土留柵等の設置

- ・オーバーハング部分や、そこに生育し崩落に影響を及ぼしている樹木は、専門家と協議の上、 除去を実施する。
- ・斜面には、網敷および土留柵等を設置し、土砂の流出による崩落および落石を防ぐ。

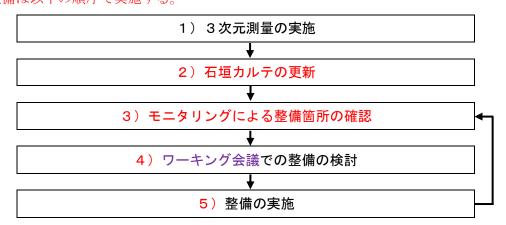
### 2) 通路兼作業用道路への盛土

・斜面側から内堀側の土塁の間に位置する、管理用車両が通行する通路兼作業用道路の法面に は、将来的な遺構保存の観点から、盛土を実施する。

### (2) 石垣の修復

石垣は、郭や堀を形成する重要な要素であるが、過去の総合調査においても崩れ・孕み・隙間・ 突出等の毀損状況が確認されており、現在も同様の状況が確認できる箇所がある。過去の総合調 査によって、石垣保存整備の基礎資料となる石垣カルテが作成されているが、詳細な測量・計測 等は未実施である。

整備は以下の順序で実施する。



### 1) 3次元測量の実施

・指定地の全ての石垣について、詳細な状態を把握するため、3次元測量による現況のオルソ画像を取得する。

# 2) 石垣カルテの更新

・3次元測量の結果を用いて、石垣の状態を確認し、既存の石垣カルテを更新する。

# 3) モニタリングによる整備箇所の確認

- 更新した石垣カルテおよび3次元測量の結果を用いて、石垣の整備箇所を確認する。
- ・整備箇所の確認は、文化財課および日常的な管理者のモニタリングによって行う。

# 4) ワーキング会議での整備の検討

・整備箇所の確認された石垣については、ワーキング会議等において、石垣カルテおよび3次元 測量の結果を用いて、整備の必要性の有無や適切な整備方法を決定する。

# 5) 整備の実施

- ・ワーキング会議等において決定した整備方法に従い、石垣の保存整備を実施する。
- ・保存整備が完了した石垣についても3)~5)を繰り返し実施する。モニタリングの結果や保 存整備の経緯は長期的に記録し、適切な時期に再度石垣カルテを更新する。

# (3) 顕現遺構の保存措置

石材を主な材料とする雁木、石段、櫓跡等の遺構は、石材の劣化や欠損が一部確認できる。

- ・石垣の整備箇所の確認と合わせて点検を行い、必要に応じて、石垣の保存整備方法に則った保存整備を実施する。
- ・天端石に緩み等が生じている箇所には、積直し等の整備を実施する。
- ・石材の風化や劣化が生じている箇所には、薬剤等による強化、撥水等の保存処理を実施する。

### (4) 土塁の修復

内堀周辺の土塁は、土塁上の樹木の成長に伴って樹根が隆起し、表土が流出している。外堀土 塁遺構(第4種地区)では、土塁周辺および直上に樹木が林立しているため、将来的な表土流出 が懸念される。

- ・樹根の隆起によって表土が流れている箇所の樹木伐採を行う。
- ・外堀土塁遺構(第4種地区)は、遺構保存のため土塁上に植生している樹木の伐採を検討する。

#### (5) その他の遺構の整備

竪堀は、雨水による表土流失が一部で確認できる。

# ①竪堀の修復

・竪堀については、法面の保存のため堀内部の樹木伐採を検討する。また、雨水による表土流出 は、フトンカゴ等を竪堀内に設置し、雨水排水の分散化と流速の低下を図る。

### ②地下遺構の保存

江戸時代には、指定地に武家屋敷等が多数存在していた。しかし、これまでに調査はほとんど 行われておらず、地表面の痕跡が確認できる箇所もあるものの、地下遺構の状況は概ね不明であ る。

- ・第1種地区の売店等の施設移転の後に、地下遺構の確認のための発掘調査を行う。
- ・第2種地区の公共施設や個人住宅等の施設移転および公有地化の後に、地下遺構の確認のための発掘調査を行う。

・発掘調査の有無に関わらず、必要に応じて盛土等の遺構保存のための措置を実施する。なお、 指定物件としての天然記念物がある場合には、保存について考慮する。

# ③長期における動線の設定に伴う遺構の保存

・長期における動線の設定(本計画 P97「5.動線に関する計画」参照)に伴って、舟入等の埋設されている遺構を本来の状態に戻して露出させる場合は、その遺構の維持管理のために必要となる保存整備を実施する。



写真:崩れ等状況(切岸)[図中番号:01]



写真:崩れ等状況(切岸)[図中番号:03]



写真:崩れ等状況(土塁)[図中番号:05]



写真:崩れ等状況(斜面)[図中番号:02]



写真:崩れ等状況(切岸)[図中番号:04]



写真:崩れ等状況(雁木)[図中番号:06]



写真:崩れ等状況(石段)[図中番号:07]

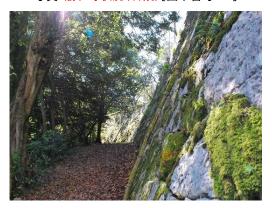


写真:孕み<mark>等状況(石垣</mark>)[図中番号:09]



写真:崩れ等状況(石垣)[図中番号:10]



写真:崩れ等状況(石垣)[図中番号:12]



写真:隙間・孕み等状況(石垣)[図中番号:08]

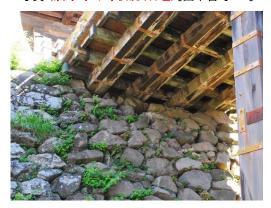


写真:崩れ等状況(石垣)[図中番号:10]



写真:隙間等状況(石垣)[図中番号:11]



写真:孕み·崩れ等状況(石垣)[図中番号:13]



写真: 孕み・崩れ等状況(石垣)[図中番号: 13]



写真:突出<mark>等状況(石垣</mark>)[図中番号:14]



写真:崩れ等状況(切岸)[図中番号:15]



写真:崩れ等状況(石垣)[図中番号:17]



写真: 孕み等状況(石垣)[図中番号: 14]

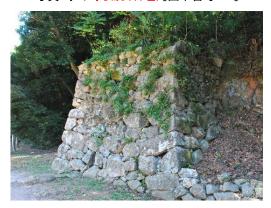


写真:隙間等状況(石垣)[図中番号:14]



写真:崩れ等状況(雁木)[図中番号:16]



写真:崩れ等状況(石垣)[図中番号:18]



写真:崩れ等状況(石垣)[図中番号:19]



写真:<mark>孕み等状況(石垣</mark>)[図中番号:21]



写真: <mark>孕み等状況(石垣</mark>)[図中番号: 23]



写真:崩れ等状況(着見櫓跡)[図中番号:25]



写真:崩れ等状況(石垣)[図中番号:20]



写真:<mark>孕み等状況(石垣</mark>)[図中番号:22]



写真:崩れ等状況(石垣)[図中番号:24]



写真:表土流出等状況(竪堀)[図中番号:26]



写真:崩れ等状況(石垣)[図中番号:27]



写真: 孕み・隙間等状況(石垣)[図中番号: 29]



写真:崩れ等状況(石垣)[図中番号:31]



写真:崩れ等状況(石垣)[図中番号:28]



写真:崩れ・隙間等状況(石垣)[図中番号:30]



写真:樹木等繁茂状況(外堀土塁遺構)[図中番号:32]

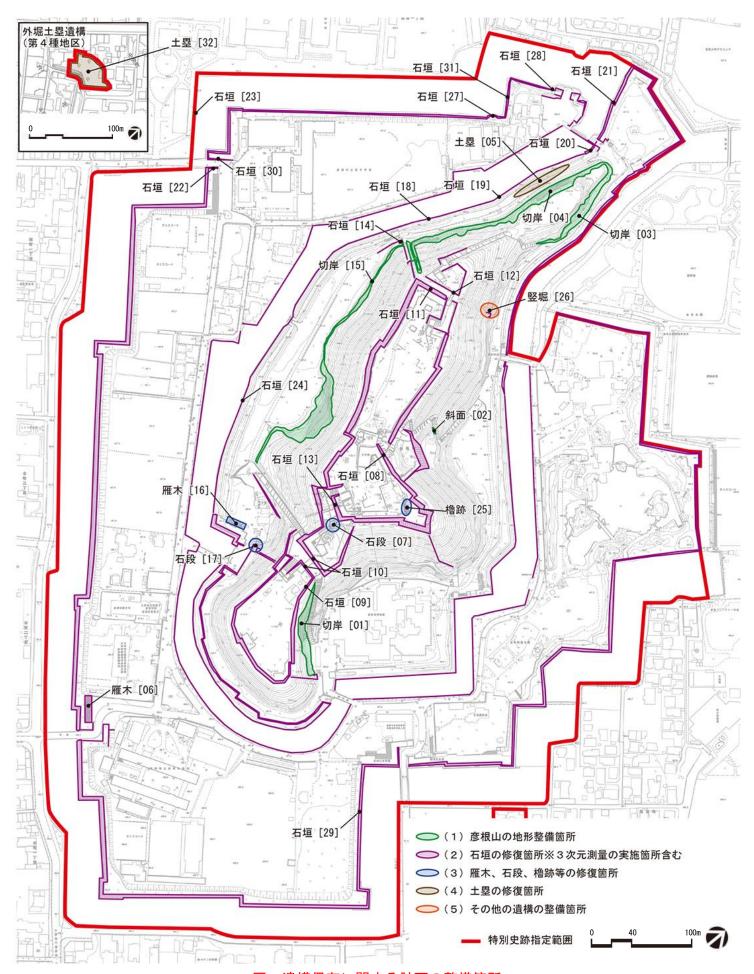


図:遺構保存に関する計画の整備箇所

# 4. 歴史的建造物および庭園等の修復に関する計画

特別史跡指定地の歴史的建造物および庭園を確実に守るための保存整備を実施する。本計画では、歴史的建造物として国宝・重要文化財建造物以外の近世建造物および近代建造物を扱い、国宝・重要文化財建造物については、「特別史跡彦根城跡 国宝・重要文化財建造物保存活用計画」(令和5年(2023)策定予定)の内容に則した整備を行う。また、名勝玄宮楽々園については「名勝玄宮楽々園保存活用計画」(令和3年(2021)策定予定)の内容に則した整備を行う。

本計画の整備箇所を本項末尾の図に示す。

### (1) 近世建造物(旧木俣屋敷、旧西郷屋敷等)の修復

- ・各建造物の腐朽、欠損等の状態を把握するため、調査を行う。
- ・旧木俣屋敷は、既存の主屋、長屋、持仏堂、門および板塀について、適切な保存整備を行う。
- ・旧西郷屋敷は、既存の長屋門、袖塀、塀および高麗門について、適切な保存整備を行う。
- ・保存整備の内容については、公開活用を見据えた活用整備も併せて検討する。

# (2) 近世建造物(金亀会館)の移築の検討

これまでの発掘調査において、西中学校敷地東部に藩校弘道館跡が確認されている。藩校弘道館の講堂および公館は、現在、金亀会館として指定地周辺へ移築されている。

・金亀会館を指定地の藩校弘道館跡へ移築することを検討する。

# (3) 近代建造物(ヴォーリズ建築、旧御座所、旧門衛所)の修復

近代建造物として当時の意匠や技術を現在に伝えており、建てられた当初の位置で保存することによって建造物の役割や設計意図を正確に後世に伝えられることや、近代以降の彦根城跡の歴史を伝える上でも重要な歴史的価値を有する要素であることから、指定地での保存を図る。

- ・各建造物の腐朽、欠損等の状態を把握するため、調査を行う。
- ・指定地における代表的な近代建造物であるヴォーリズ建築については、現在、関係者詰所として利用されていることから、この機能を維持しつつ、適切な保存整備を行う。
- ・彦根東高校敷地内の旧御座所および旧門衛所については、適切な保存整備を行う。
- ・保存整備の内容については、公開活用を見据えた活用整備も併せて検討する。

# (4) 旧木俣屋敷庭園等の修復

- ・旧木俣屋敷等の庭園の腐朽、欠損、残存状態を把握するための発掘調査等を行う。
- ・発掘調査等の結果に基づき、適切な保存整備を行う。
- ・保存整備の内容については、公開活用を見据えた活用整備も併せて検討する。

# (5) 木造橋の修復

- ・第1種地区の大堀切に掛かる、復元された2つの木造橋について、腐朽、欠損等の状態を把握するため、調査を行う。
- ・西の丸三重櫓及び続櫓北側の木造橋は、腐朽が著しいため、部材の交換を行い、適切な状態を 維持する。
- ・天秤櫓南側の廊下橋は、腐朽の状況に応じて、部材を交換し、適切な状態を維持する。



写真:金亀会館(藩校弘道館の講堂および公館)



写真: 腐朽・欠損等状況 (西の丸三重櫓及び続櫓北側の木造橋)



写真:ウォーリズ建築



写真: 腐朽·欠損等状況 (西の丸三重櫓及び続櫓北側の木造橋)

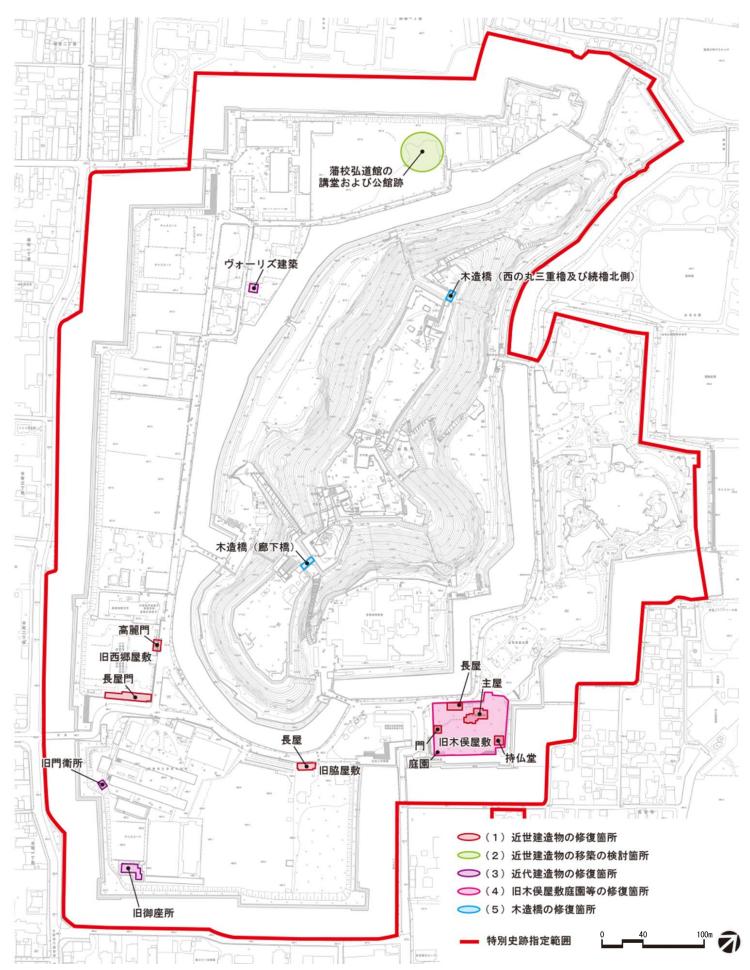


図:歴史的建造物および庭園等の修復に関する計画の整備箇所

# 5. 動線に関する計画

現在進行中である特別史跡指定地の公有地化や、関連計画でも定められている指定地への<mark>観光</mark>車両の乗り入れ<mark>抑制等の整備が進行中であることを踏まえ、計画期間を短中期・長期の2期間に区分して動線を設定する。</mark>

各時期の動線を本項末尾の図に示す。

動線 設定期間		概要
短中期で設定する動線	令和3~令和12年	現状を踏襲する動線
	(2021~2030)	- 現代を暗奏する期極
長期で設定する動線	令和 13 年以降	江戸時代後期の姿を目指した整備による効果
	(2031 以降)	的な本質的価値の普及が実施できる動線

# (1) 短中期における動線の設定

短中期で設定する動線は、基本的に現在のものを踏襲し、極端な混雑の場合は、指定地や天守への入場規制等の対応を行う。また、次頁の表に示した「彦根市都市交通マスタープラン」の整備内容に基づき、中長期において指定地の駐車場を段階的に撤去し、指定地を観光車両の乗り入れ抑制エリアとすることを検討する。

# 【指定地への来城者の主な入退城口】

主な入退城口としては、現在と同様に、佐和口土橋、京橋(コンクリート橋)、指定地北東部(金亀公園方面)を想定する。佐和口土橋は彦根駅で乗降車する電車(JR琵琶湖線・近江鉄道近江本線)による来城者、京橋(コンクリート橋)は京橋口駐車場等で乗降車する自家用車による来城者、指定地北東部は金亀公園からの徒歩による来城者が多いと考えられる。

### 【指定地における来城者の動線と移動手段】

動線は、現在と同様、基本的に自由に回遊できるものとする。また、移動手段は、現在と同様 に原則徒歩とする。

#### (2)長期における動線の設定

長期において、堀にかかる木造橋(長橋、山崎橋、裏門橋)の復元や、歩行者および自転車の通行のための第2種地区の道路整備を行う。自転車が通行するサイクリングコースの整備では、次頁の表に示した「ぐるっとびわ湖サイクルライン」等の整備内容を活かし、指定地の効率的な回遊や、周辺施設等へのアクセスの向上を図る。

### 【指定地への来城者の主な入退城口】

・主な入退城口としては、短中期における主な入退城口(佐和口土橋、京橋(コンクリート橋)、 指定地北東部)に加えて、船町口土橋および復元が実現した場合の長橋を想定する。

# 【指定地における来城者の動線と移動手段】

- ・動線は、短中期で設定する動線に、復元が実現した場合には山崎橋および裏門橋を通行可能と し、より広範囲における回遊性をもったものを設定する。
- ・移動手段は、短中期における主な移動手段である徒歩に、自転車を加える。

# 表:関連計画等に記載された指定地の交通に関わる整備内容

①「彦根市都市交通マスタープラン」3(彦根市、平成29~令和12年(2017~2030))

# 【彦根城内の駐車マネジメント】

・指定地内を観光車両の乗り入れ抑制エリアに設定する。

# 【休日における城内のトランジットモール化】

・休日は指定地内の自家用自動車の通行を制限する。

# 【レンタサイクル基地、駐輪場(自転車エコステーション)の設置】

・彦根城周辺の回遊性を高めるため、レンタサイクル基地および駐輪場(自転車エコステーション)の設置を推進する。

# ②「ぐるっとびわ湖サイクルライン」(滋賀県、平成13年(2001)~)

- ・琵琶湖を一周しながら、周辺にある自然や歴史ある観光地等を楽しむことで、滋賀県を満 喫できるサイクリングコースを選定する。
- ・サイクリングコースから、周辺にある観光地等へスムーズにアクセスできるルートを設定 する。その内の1つに、指定地を通行するルートを設定する。

<sup>3</sup> 詳細な内容は巻末資料「1.上位・関連計画の概要」に示している。

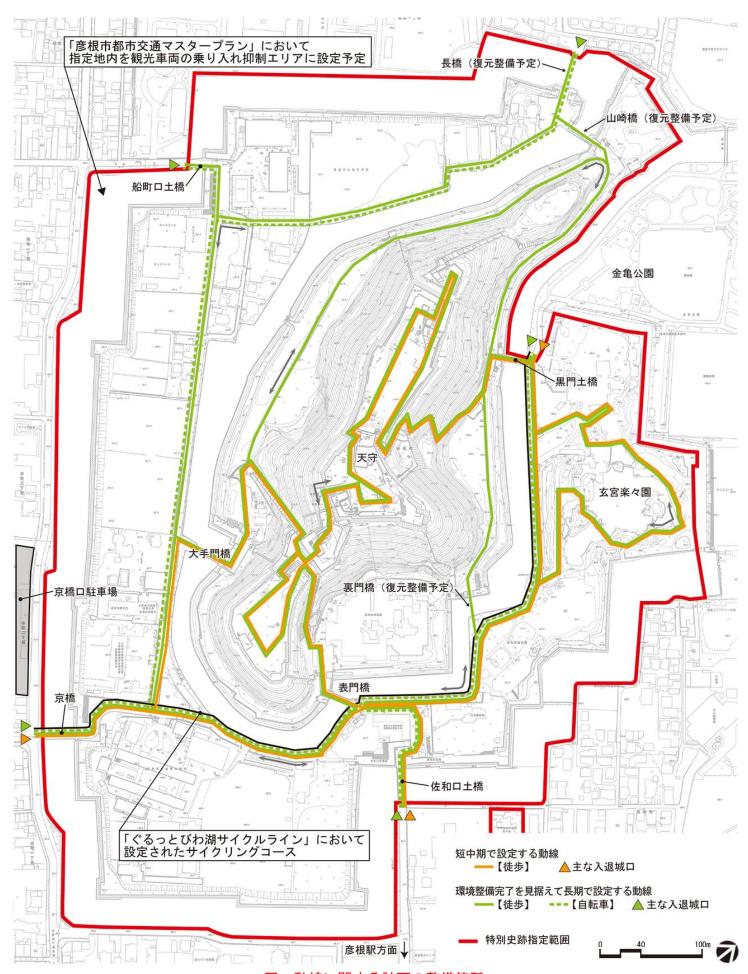


図:動線に関する計画の整備箇所

# 6. 遺構の表現に関する計画

特別史跡指定地の遺構を、露出遺構と<mark>地下遺構</mark>に分類し、これらの江戸時代後期の姿を視覚的に 表現するための活用整備を実施する。

本計画の整備箇所を本項末尾の図に示す。

#### (1) 露出遺構の顕在化

第1種地区および第4種に位置している露出遺構の内、江戸時代における役割や形態が来城者にとって理解し辛い状況である遺構について、既存工作物の改修や解説板の設置等によって、顕在化を図る。

# ①櫓跡の顕在化

指定地に位置する櫓跡の内、鐘の丸の櫓跡は、規模の大きさから目に留まりやすい。しかし、 石段や石積みが残存しているだけであるために、どのような役割を果たしていた遺構なのか来 城者にとって理解し辛い状況である。

・江戸時代における櫓の役割の踏襲し、現在も眼下に広がる市街地に向けた良好な眺望を確保 するため、櫓跡前の生垣を柵にするとともに、ベンチを配置する等の環境整備を行う。

#### ②井戸跡、水溜跡の顕在化

本丸に位置する井戸跡・水溜跡は、数の多さと規模の大きさから目に留まりやすい。しかし、落下の危険性から、ほとんどの遺構に目の細かい柵が巡らされており、柵の内側に植栽が繁茂している場合もある。

- ・遺構の状態の確認を容易にするため、網を張った蓋をした上で、目の粗い竹柵への更新<mark>を行い、</mark>柵内の植栽の伐採<mark>を検討する</mark>。
- ・来城者の安全確保のため、網を張った蓋や柵等の工作物の設置は維持する。

# ③登り石垣、竪堀の顕在化

彦根山斜面に位置する登り石垣とそれに並行して築かれた竪堀は、彦根城の防御のために築かれた特徴的な遺構である。表門橋近くの登り石垣・竪堀は、来城者に遺構の状況が分かるよう、現在整備が進められているが、それ以外は斜面が崩れ周辺樹木等が繁茂しているために、目に留まりにくく、遺構の重要性が来城者に伝わりにくい。

- ・登り石垣および竪堀の形態を再現するため、動線に沿った山麓付近の草を刈り、実生木を中心 とした伐採を検討することによって、来場者に遺構の形状や規模の視覚的な理解を促す。
- ・短中期で設定する動線上から確認できる登り石垣・竪堀を優先的に整備し、将来的には<mark>長期で設定する</mark>動線上からも確認できる全ての登り石垣・竪堀を整備する。

### ④外堀土塁遺構(第4種地区)の顕在化

第4種地区の外堀土塁遺構は、第1種~第3種地区から離れた場所に位置していることに加 え、遺構上に多くの樹木および草本が繁茂しているために、遺構の存在が来城者および周辺住民 に伝わりにくい。

・特別史跡の一部としての重要性を示すため、遺構上の樹木等の<mark>伐採を検討</mark>することによって、 来城者および周辺住民に、遺構の形状や規模の視覚的な理解を促す。



写真: 櫓跡[図中番号:01]



写真:水溜跡[図中番号:02]



写真:櫓跡前の生垣[図中番号:01]



写真:登り石垣・竪堀[図中番号:04]

# (2) 地下遺構の復元(平面整備)の検討

地下遺構は、江戸時代における役割や形態が来城者にとって理解し辛い状況であるため、過去に存在した建造物や庭園の様子を地上付近で平面的に示す整備(平面整備)を、第2種地区において検討する。また、遺構に悪影響を及ぼすことなく来城者が江戸時代の様子を体感できるよう、VR・ARを活用した整備を検討する。

# ①これまでの調査を基にした復元の検討

これまで、指定地における工事や石垣整備に伴う発掘調査によって、現在は滅失した建造物等の遺構が確認されてきた。また、「彦根御城下惣絵図」(天保7年(1836))によって、江戸時代後期に存在した建造物等を把握することができる。調査によって地下遺構の状況が確認されていることから、復元(平面整備)が可能と考えられる「彦根御城下惣絵図」記載の建造物は、次の表のとおりである。

表:調査によって地下遺構の状況が確認されている「彦根御城下惣絵図」記載の建造物

絵図記載の建造物	調査による地下遺構の確認状況
弘道館	弘道館跡における範囲確認調査(平成24·25年度(2012·2013))により遺 構確認
武家屋敷(西中学校付近)	西中学校校舎増築に伴う発掘調査(昭和 54 年度(1979)、昭和 59・60 年度(1984・1985))により遺構確認
武家屋敷(彦根東高校付近)	彦根東高校校舎建設に伴う発掘調査(昭和 55・61 年度(1980・1986)、平成 19 年度(2007))により遺構確認
御作事所	作事所跡の発掘調査(平成 12~14 年度(2000~2002))により遺構確認

- ・金亀会館(藩校弘道館の講堂および公館)の移築に伴う整備と並行して、これまでの調査成果 を基に、藩校弘道館の復元(平面整備)を検討する。
- ・施設移転および公有地化の後、これまでの調査成果を基に、武家屋敷等の復元(平面整備)を 検討する。

# ②保存整備に伴う調査を基にした復元の検討

これまでに行った調査で判明した建造物以外にも、江戸時代後期の第2種地区の範囲には、武 家屋敷等が多数存在した。現在は公共施設や個人住宅等の施設が立地し調査が進んでいないた め、武家屋敷等の遺構の状況は不明であるが、施設移転に伴う発掘調査によって、地下遺構の状 況が確認できる可能性がある。

・本質的価値を顕著に示す地下遺構が確認された際には、江戸時代後期の姿を示した絵図等の 史資料に基づいて位置や形態の検討を行い、検討の結果復元(平面整備)が可能である場合に は、盛土による保存を実施した上で整備を実施する。

# (3) 歴史的建造物の復元の検討

本計画策定時には特別史跡指定地での歴史的建造物の復元は想定していない。将来的な調査・研究等によって復元すべき歴史的建造物が確認された場合は、ワーキング会議等で復元の是非を検討し、決議内容に従って整備を実施する。

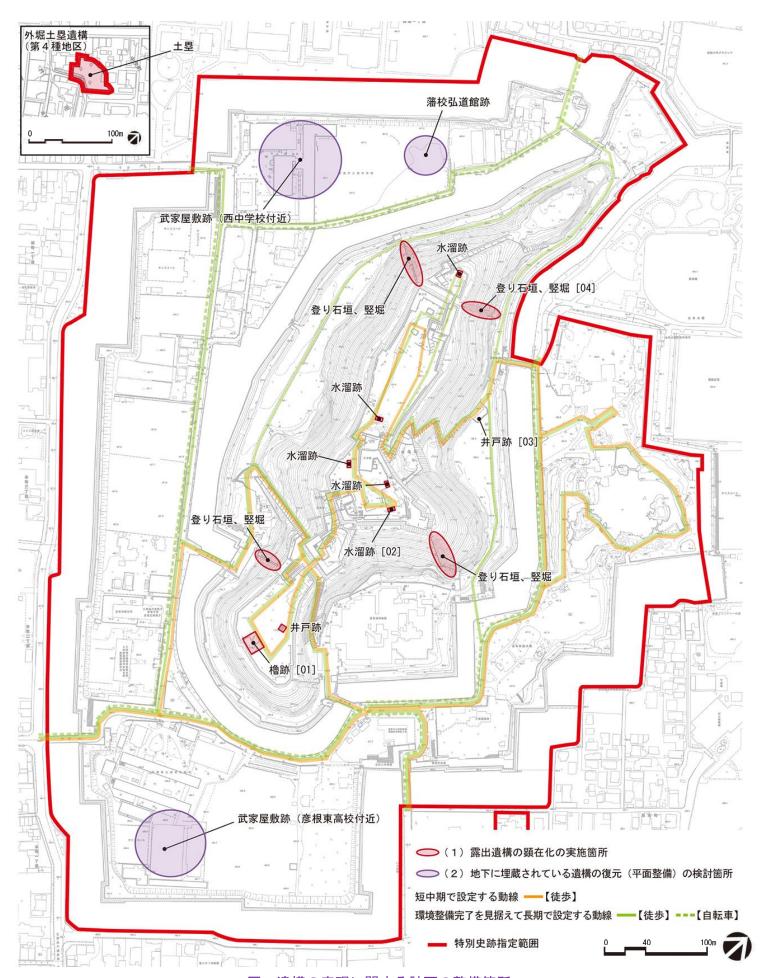


図:遺構の表現に関する計画の整備箇所

# 7. 修景および植栽に関する計画

特別史跡指定地の樹木および草本を適切に継承するための保存整備・活用整備を実施する。整備にあたっては、関連計画である『特別史跡彦根城跡内樹木整備方針』(平成 28 年 (2016)) に則り、現地調査およびワーキング会議等で検討の上、貴重種や大木および伐採や除去等により景観に大きな影響が生じる樹木や草本等の存在を鑑みて、整備の必要性の有無や適切な整備方法を決定する。本計画の整備箇所を本項末尾の図に示す。

# (1) 彦根山の植生保全

彦根山には築城時にマツが植栽され、人為的な針葉樹林が形成された。その後、マツが減少し、 天然の針葉樹林・照葉樹林へと変化していき、現在は照葉樹林の様相を示す場所が多い。

- ・築城時から現在にかけての植生の遷移を尊重した、彦根山の自然環境の保全を目指す。
- ・貴重種を特定の上、これらの保存を図る。
- ・斜面崩落箇所の整備等に伴い樹木が伐採された場合は、補植を検討する。

# 表:築城時から現在にかけての植生の遷移

時代	出来事	植生の遷移
慶長9年(1604)頃	築城工事で荒れた山にマツが植栽された(『金亀山伝記』)。	人為的な 針葉樹林(マツ)
明治6年(1873)頃	廃城後に彦根城跡を所轄した陸軍省により、樹木が部分的 に伐採された(『彦根山由来記』)。	•
明治9年(1876)頃	マツが減少し、その他の針葉樹・照葉樹が繁茂していた。	天然の針葉樹林・ 照葉樹林
大正時代 (1912~1926)	スギ・ヒノキ・モミジ・サクラ等が植栽された。	
現在	マツを含む針葉樹が減少し、照葉樹林への遷移が進む。	天然の照葉樹林

#### (2) サクラの景観保全

第1種地区および第2種地区のサクラは、近代以降の彦根城跡の景観を彩ってきた貴重な樹木であるが、主に石垣直上に生育しているため遺構への悪影響が懸念されており、樹木自体の枯朽も進行している。

- ・遺構保存を原則とした上で、サクラの良好な景観保全との両立を目指す。
- ・整備の順序は以下の表のとおりとし、第1種地区から優先的に、石垣等の遺構に悪影響を及 ぼすサクラの伐採と、枯朽が確認されるサクラの伐採を行う。
- ・第1種地区では、遺構や国宝・重要文化的建造物が多く残ることから、これらへの影響に配 慮し、サクラの補植は行わない。
- ・第2種地区では、公開活用を考慮した土地利用への転換を図ることから、遺構と影響がない 範囲でサクラの補植を行い、公開活用に活かす。
- ・第2種地区で補植するサクラの樹種は、ワーキング会議等で検討の上、決定する。
- ・第2種地区において、将来的には、サクラの良好な景観を保全していくことを目指す。

表:第1種地区および第2種地区におけるサクラの整備順序

整備内容	対象地区	整備内容の詳細
	第1種地区	
	<b>+</b>	石垣等の遺構に悪影響を及ぼすサクラの伐採
	第2種地区	
伐採	<b>\</b>	
	第1種地区	
	廿一村が確認さ	枯朽が確認されるサクラの伐採
	第2種地区	
補植	第2種地区	(第1種地区では補植は行わない)

# (3) オニバスおよび堀の水環境の保全

第3種地区の中堀北東部を中心に生育しているオニバスは、築城以前から松原内湖に自生していた可能性が考えられるものの、全国的に絶滅が心配されている貴重な水草である。また、堀は築城時から継承されてきた要素だが、アオコの発生などによって水質の悪化が懸念される。

- ・外来種(ミシシッピアカミミガメ、ソウギョ、ハス等)の<u>防除や水質・底質改善を行い、天然</u> 記念物の取扱いに準じて、オニバスの生育に適切な環境の検討および形成を行う。
- ・堀の水質汚染の状況を調査し、アオコの発生の抑制等、水環境の保全に必要な対策を検討する。

# (4) 見学環境に悪影響を及ぼす樹木等の伐採の検討

# ①来城者に悪影響を及ぼす樹木等の伐採の検討

- ・来城者が安全に見学を行う上で障害となる樹木等は、<mark>短中期で設定する動線上から優先的に</mark> 伐採を検討する。
- ・来城者が建造物や遺構の形態を確認する上で障害となる樹木等は、短中期で設定する動線上 から優先的に伐採を検討する。

# ②景観に悪影響を及ぼす樹木等の伐採の検討

- ・指定地の景観を良好に保つ上で障害となる樹木等は、<mark>短中期で設定する動線上から優先的に</mark> 伐採を検討する。
- ・既存の藤棚の内、老朽化しているものは除去する。



写真: 石垣直上のサクラ(第1種地区)



写真:藤棚[図中番号:01]

# (5) 指定地周辺からの眺望に悪影響を及ぼす樹木等の伐採の検討

特別史跡は市民にとって精神的・文化的シンボルとなる存在であり、関連計画である『彦根市 景観計画』(平成19年(2007))では、彦根城跡(彦根山および天守)を臨む視点場が市内に設定 されている。しかし、指定地に繁茂する樹木によって、天守等城郭の姿は市内から確認すること ができない。中堀西側の3箇所にはベンチが設置されているが、同様に、樹木によって天守等城 郭への眺望は阻害されている。

- ・指定地周辺から天守等城郭への眺望を確保するため、指定地の樹木の部分的な伐採を検討する。
- ・伐採は、中堀西側の3箇所の視点場からの眺望確保を優先し、第2種地区・第1種地区の順序 で実施する。
- ・景観の急激な変化を避けるため、樹木および草本の伐採は計画的かつ段階的に実施する。



写真:中堀のオニバス



写真:樹木等繁茂状況(指定地周辺から天守方面を臨む) [図中番号:02]



写真:樹木等繁茂状況(指定地周辺から天守方面を臨む) 写真:樹木等繁茂状況(指定地周辺から天守方面を臨む) 「図中番号:03]



「図中番号:04]

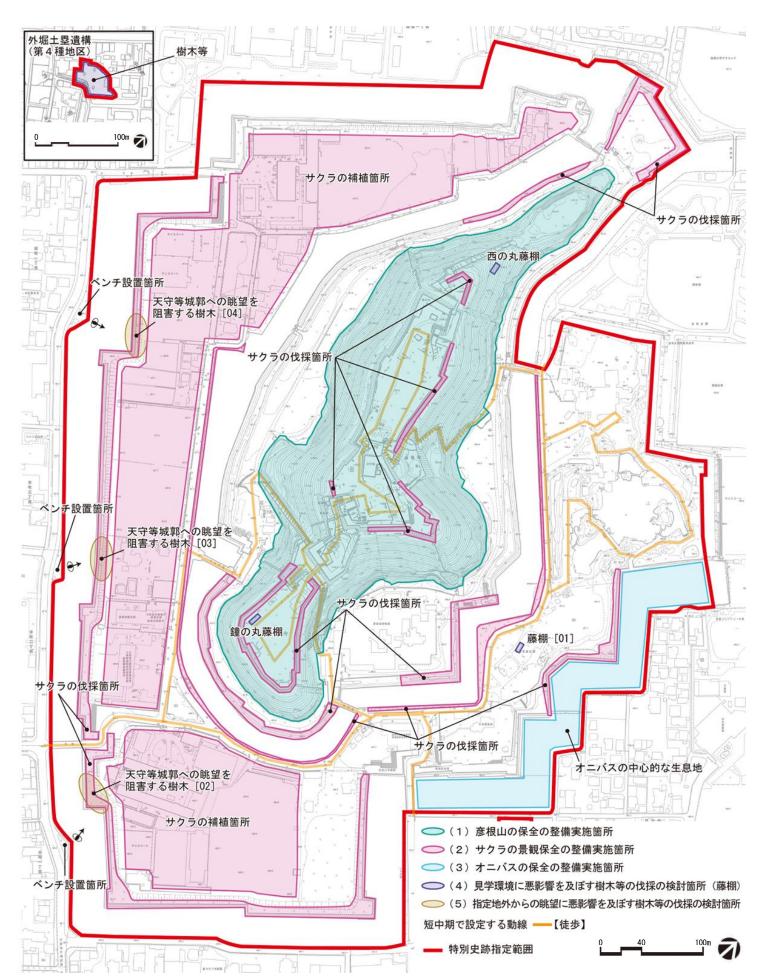


図:修景および植栽に関する計画の整備箇所

# 8. 案内・解説施設に関する計画

特別史跡指定地の案内・解説施設を、案内板(来城者を動線に沿って誘導するもの)、解説板(遺構や歴史的建造物等について解説するもの)、注意板(特別史跡の保存や来城者の安全のため注意喚起するもの)に分類し、指定地の景観を良好に保全し、来城者の安全かつ快適な見学を促すための活用整備を実施する。整備にあたっては、関連計画である『特別史跡彦根城跡サイン施設整備基本計画』(平成16年(2004))に則り、多言語化に配慮し、統一したデザインを用いる。

本計画の整備箇所を、本項末尾の図に示す。なお、「(1)案内板、解説板、注意板の改修箇所」については、本計画を作成した令和2年(2020)に目視で確認した、優先的に整備を実施すべき箇所を示す。

# (1) 案内板、解説板、注意板の改修

- ・次頁以降の図表に示した、デザインが不統一な案内板、解説板、注意板や、老朽化した案内板、 解説板、注意板について、<mark>短中期で設定する動線上</mark>から優先的に改修・更新を行う。
- ・指定地の景観を良好に保つ上で障害となるものは、必要性を検討し、必要性のないものは撤去 等する。

# (2)長期で設定する動線上への案内板設置の検討

・長期で設定する動線上やサイクリングコースに、新たな案内板の設置を検討する。

#### (3) 特別史跡や要素に関する解説板の設置

- ・露出遺構(櫓跡、井戸跡、水溜跡、登り石、竪堀等)の顕在化や地下遺構の復元(平面整備) の検討に伴い、新たな解説板の設置を検討する。
- ・歴史的建造物および庭園(旧木俣屋敷、旧脇屋敷、二の丸佐和口多聞櫓、藩校弘道館の講堂および公館、ヴォーリズ建築、旧門衛所、旧御座所等)の公開活用の実現に伴い、新たな解説板の設置を検討する。
- ・現地での情報提供が不足している彦根山の植生について、価値や保存の意義を示す解説板の設置を検討する。
- ・来城者に特別史跡指定範囲を示すため、指定地への入退城口にあたる橋付近に、新たな解説板 の設置を検討する。
- ・外堀土塁遺構(第4種地区)については、本丸や二の郭と同様に特別史跡の一部であることが 認識できる解説板を設置する。
- ・新たに設置する解説板は、遺構への悪影響を避けるため、据置型とし、内容については、測量 図や絵図等を掲載して、来城者が遺構や建造物への理解を深めるものを検討する。

表:デザインが不統一な案内板、解説板、注意板(<mark>目視での確認</mark>)

	図中 番号	写真		図中 番号	写真	記載内容
案内板	1	THE REPORT OF THE PARTY OF THE	彦根城	2		彦根城、彦 根城博物館 開門•閉門 時間
	3		天守へ	4		天守
	5		自転車駐輪 スペース	6		出口
	7	MIL P	トイレ、桜場 有料駐車場	8		出口
	9	219	彦根城 お城めぐり 屋形船	10		彦根城 お城めぐり 屋形船
	11		東口	12	2 2 3 8	名勝玄宮園
解説板	13	SECULAR SECU	彦根城の 植物	14	ACCOUNTS OF THE PROPERTY OF TH	お城の石段

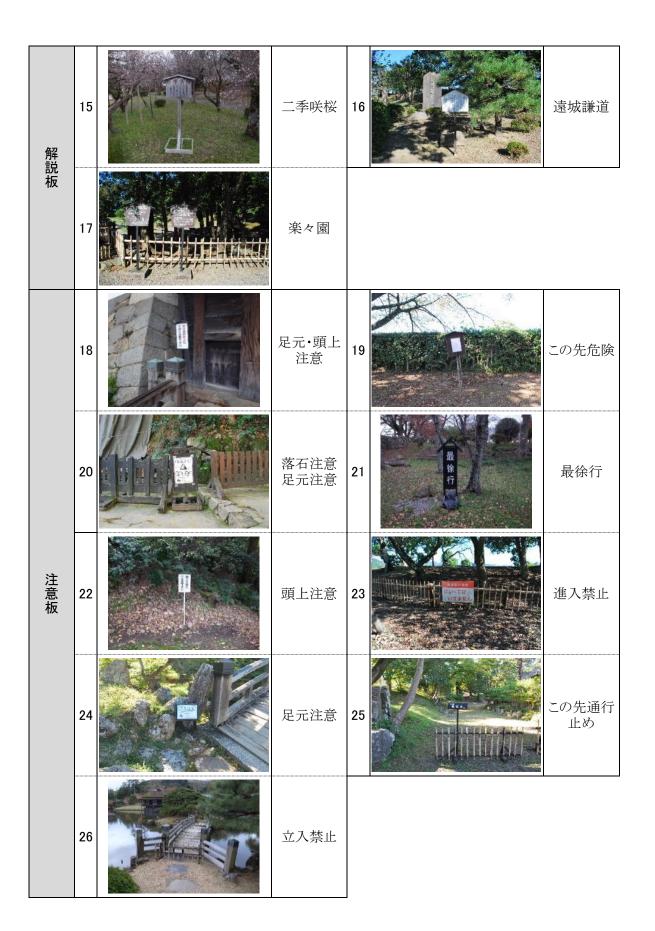


表:老朽化した案内板、解説板、注意板(目視での確認)

	図中番号	して、		図中 番号		記載内容
案内板	1		玄宮園	2		彦根城 屋形船
解説板	3		天秤櫓	4	The RM of the RM	槻御殿
	5		埋木舎			
注意板	6		危険	7		危険
	8		立入禁止	9		この先危険
	10		進入禁止	11		落石注意
	12		(判読不能)			_

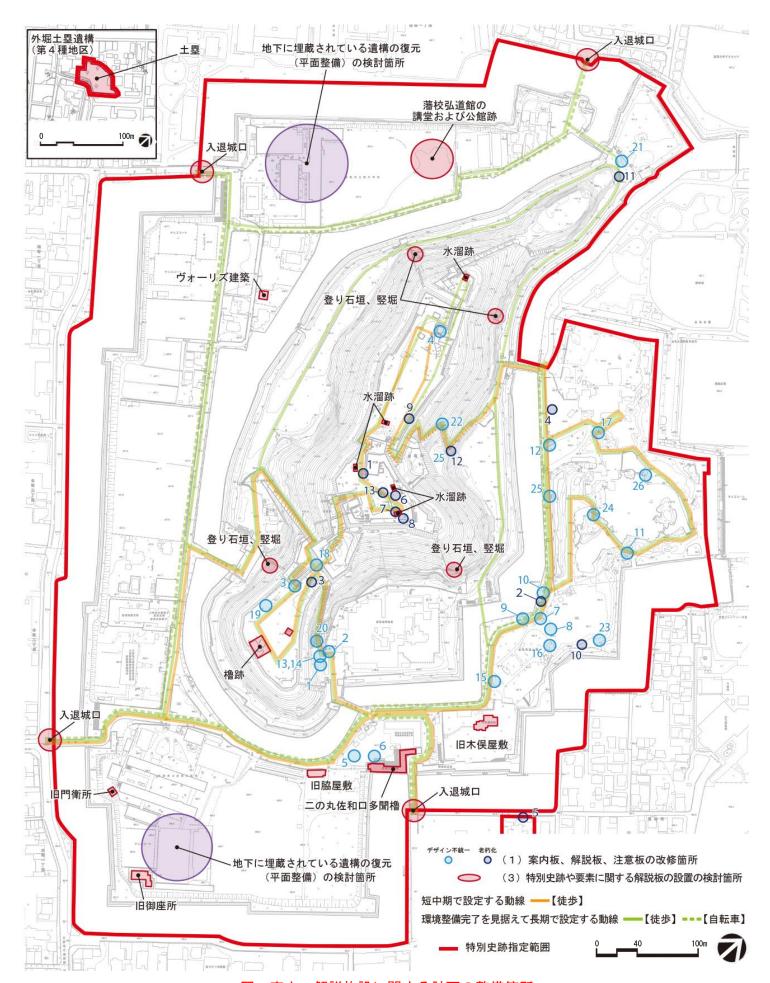


図:案内・解説施設に関する計画の整備箇所

### 9. 管理施設および便益施設に関する計画

特別史跡指定地の管理施設および便益施設について、指定地の景観を良好に保全し、来城者の安全かつ快適な見学を促すための活用整備を実施する。

本計画の整備箇所を、本項末尾の図に示す。なお、「(3) 照明施設等の整備箇所」および「(4) 売店および休憩施設の整備」「④ベンチの再配置の検討」については、本計画を作成した令和2年 (2020) に目視で確認した、優先的に整備を実施すべき箇所を示す。

#### (1) 管理事務所の改修

- ・第1種地区の本丸管理事務所および表門事務所、第2種地区の彦根城管理事務所作業所において、老朽化が進行しているものは、機能を維持するため、適切な改修を行う。
- ・本丸売店の一部を使用している本丸管理事務所は、本丸売店の将来的な撤去に伴い失われることになるが、天守などの国宝・重要建造物をはじめとする歴史的建造物の管理に必要であり、 新たな設置場所を検討する。

#### (2) 給排水施設の整備

### ①水道栓の撤去

・既存の水道栓の内、利用できないもの、利用頻度が低いものおよび景観に悪影響を及ぼすもの は、必要性を検討し、必要性のないものは撤去する。



写真:本丸管理事務所[図中番号:01]



写真:彦根城管理事務所作業所[図中番号:03]



写真:表門事務所[図中番号:02]



写真:水道栓[図中番号:04]

#### ②排水環境の改善

第1種地区の遺構や歴史的建造物を確実に保存するため、排水環境の改善を行う。

#### ア. 既存の水抜き石組桝を再利用した排水環境の改善

彦根山山麓に位置している水抜き石組桝は、雨水等の集水桝として機能し、最終的に内堀 内側の石垣下部の排水孔から内堀へ排出するために使用されていた。

・水抜き石組桝およびそれに繋がる排水管を整備することで遺構本来の機能を回復させ、これらを再利用することによる排水環境の改善を図る。

### イ. 側溝の設置による排水環境の改善

- ・彦根山山麓の作業用道路に盛土をした上で側溝を設置することによって、作業用道路の排 水環境の改善を図る。
- ・排水環境の改善によって、作業用道路に隣接する土塁の表土流出を防止する。



写真:水抜き石組枡[図中番号:05]



写真:水抜き石組枡に繋がる排水管[図中番号:06]

#### ③大手門公衆トイレの外観改修の検討

既存のトイレの内、太鼓門(乙女坂)公衆トイレおよび大手門公衆トイレ以外は、黒門公衆トイレのように江戸時代の建造物をイメージした外観で統一されている。

・大手門公衆トイレは、<mark>短中期で設定する</mark>動線上にありながら景観に配慮された外観になっていないため、江戸時代の建造物をイメージした外観への改修などを検討する。



写真:大手門公衆トイレ[図中番号:07]



写真:黒門公衆トイレ

### ④ポンプ小屋の外観改修の検討

彦根山山上への送水のために設置されている既存のポンプ小屋の内、作事所跡に位置するポンプ小屋は、江戸時代の建造物をイメージした外観となっている。

・大手門橋付近に位置するポンプ小屋は、<mark>短中期で設定する</mark>動線上にありながら景観に配慮された外観になっていないため、江戸時代の建造物をイメージした外観への改修などを検討する。



写真:大手門橋付近に位置するポンプ小屋 [図中番号:08]



写真:作事所跡に位置するポンプ小屋

### (3) 照明施設等の整備

### ①電柱の撤去および電線の地中化等の検討

- ・電柱および電線の内、老朽化したものは更新する。
- ・短中期で設定する動線上から優先的に、指定地の景 観を良好に保つ上で障害となる電柱を撤去し、電線 は遺構に悪影響を及ぼさないよう盛土等の措置を 行った上で、地中化(小型ボックス活用埋設等)や 露出配管等の整備を検討する。
- ・将来的には、指定地における無電柱化を目指す。

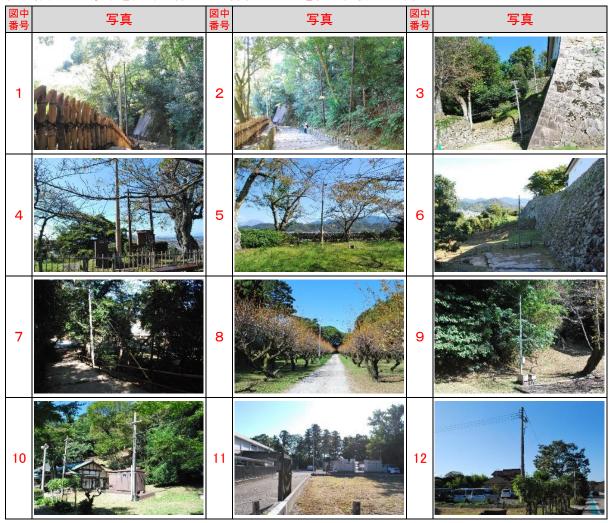


写真:小型ボックス活用埋設(小型化したボックス 内に電線を埋設)の事例(国土交通省 HP より)

### ②照明灯の改修の検討

- ・既存の照明灯の内、老朽化したものは更新する。
- ・防災、防犯等の観点から、既存のものを撤去することはしないが、景観に配慮したデザインに 統一することを検討する。

## 表:指定地の景観を良好に保つ上で障害となる電柱(目視での確認)



### 表:デザインが不統一な照明灯(目視での確認)



# (4) 売店および休憩施設の整備

### ①本丸売店および鐘の丸売店の撤去の検討

・第1種地区の本丸売店および鐘の丸売店は、老朽化が進行しているため、管理者と協議の上、 撤去に向けた協議を行う。

## ②二の丸売店および休憩棟の改修、新設

- ・第2種地区の二の丸売店および休憩棟は、老朽化が進行しているため、適切な改修を行う。
- ・短中期で設定する動線に基づき、第2種地区の既存の学校や住宅等の施設移転が進む中で、来 城者や市民が憩うことのできる休憩施設の新設を検討する。

- ・新設する休憩施設は、設置場所や周辺の遺構残存状況等を踏まえ、自動販売機を設置した東屋 や売店を併設したものを検討する。
- ・新設する休憩施設内の売店での取扱品については、彦根市の特産物を広く紹介、販売すること も併せて検討する。



写真:本丸売店[図中番号:09]



写真:鐘の丸売店[図中番号:10]



写真:休憩棟[図中番号:11]

## ③ベンチの再配置の検討

過去に城内の伐採木を再利用して作ったベンチ等が指定地の様々な場所に設置されているが、 来城者によって充分に有効な利用がなされていない。

・第1種地区の本丸売店および鐘の丸売店跡地や、第2種地区の二の丸売店および休憩棟付近、 新たに設置する休憩施設付近等への再配置を検討する。

## 表:有効な利用がなされていないベンチ(目視での確認)



## (5) 駐車場の撤去および駐車場管理事務所の転用の検討

動線に関する計画で示したとおり、<mark>長期で設定する</mark>動線における来城者の移動手段は、徒歩および自転車となる。

- ・必要台数を収容する駐車場を指定地周辺で確保し、既存の大手駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場の段階的な撤去を検討する。
- ・各駐車場に設置されている大手駐車場管理事務所、二の丸駐車場管理事務所、桜場駐車場管理 事務所は、駐車場の撤去に伴い、管理および公開活用に関連する施設への転用を検討する。

### (6) 防災·防犯対策

- ・既存の防災および防犯設備の内、老朽化したものは更新する。
- ・耐震診断未実施の建造物等については耐震診断を行い、耐震診断実施済の建造物等については、 結果に基づき耐震補強工事を実施する。
- ・防犯カメラの設置を進める。
- ・第1種地区は、夜間の立入りを制限するため、既存の出入口(表門、大手門、黒門)の封鎖を 検討する。

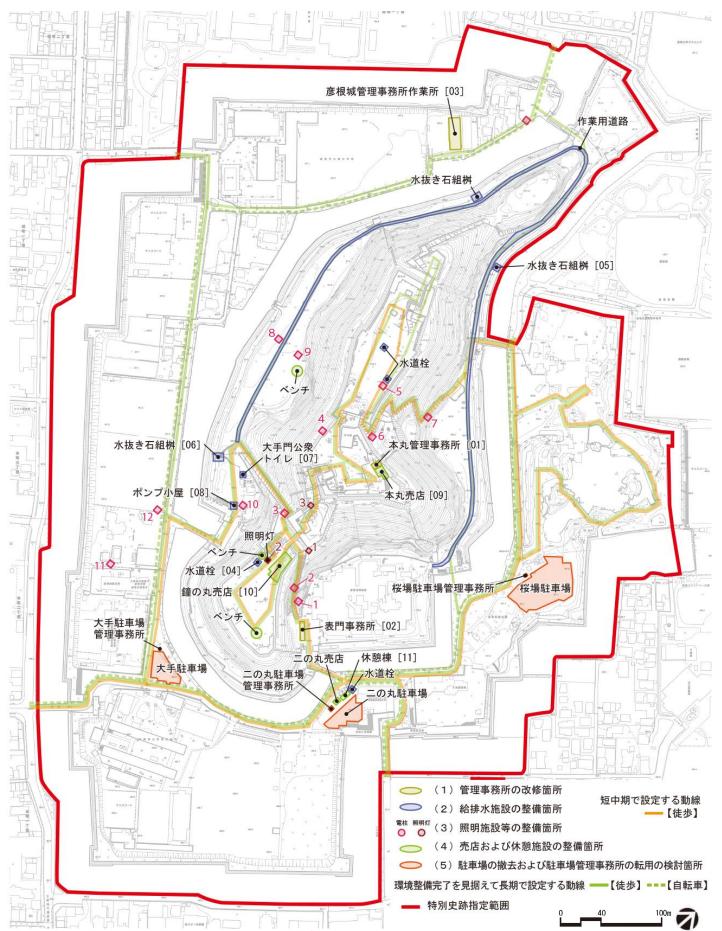


図:管理施設および便益施設に関する計画の整備箇所

### 10. 公開活用およびそのための施設に関する計画

特別史跡指定地の公開活用およびそのための施設について、来城者に向けて効果的な本質的価値の普及を行うための活用整備を実施する。

## (1) ガイダンス施設の整備

既存ガイダンス施設および新規に設置するガイダンス施設において、それぞれの役割を分担した情報提供を行う。ただし、特別史跡に関する基礎的な情報については、各ガイダンス施設で共通して提供する。

### ①旧西郷屋敷長屋門を活用した新規ガイダンス施設の設置の検討

- ・建造物の腐朽、欠損等の状態を確認する調査を行い、適切な保存整備を行った上で、内部公開 を兼ねたガイダンス施設として活用整備することを検討する。
- ・指定地の施設移転および公有地化が進む中で、近隣に校外学習や彦根城博物館の企画等で利用できる広場を整備することを検討する。

#### 【旧西郷屋敷長屋門を活用した新規ガイダンス施設─彦根城周辺に関する展示】

彦根市レンタルサイクル基地(めぐりんこ彦根城京橋口サイクルステーション)に近く、 彦根城周辺の観光に向かいやすい立地であると考えられる。

- ・旧城下町の全体像の解説を行う。
- ・彦根城周辺の文化財や公開活用に関する施設に関する解説・誘導を行う。
- ・解説・誘導を行う彦根城周辺の文化財には、第4種地区の埋木舎と外堀土塁遺構を含める。
- ・観光エリアである指定地南西側の夢京橋キャッスルロードへの案内を行う。



写真:旧西郷屋敷長屋門[図中番号:01]



写真:京橋西側に位置する彦根市レンタルサイクル基地

#### ②既存ガイダンス施設の展示内容の改善

既存のガイダンス施設である開国記念館および彦根城博物館について、旧西郷屋敷長屋門を 活用した新規ガイダンス施設の設置を踏まえ、役割を分担するため、展示内容の改善を行う。

#### 【開国記念館―彦根城に関する展示】

現状では、世界遺産登録や発掘・解体調査に関わる企画展等を行っているガイダンス施設である。電車利用者が主に入退城すると想定される佐和口土橋に近く、城内観光の始めに訪れる来城者も多いと考えられる。

・彦根城の概要を理解してもらうことを目指し、江戸時代の彦根城の全体像や歴史とともに、 現在の特別史跡指定範囲や公開範囲、見学動線等を示す展示内容に改善する。

### 【彦根城博物館―井伊家に関する展示】

現状では、井伊家に伝来した美術工芸品や古文書等を収蔵・展示しているガイダンス施設である。有料公開範囲に位置し、彦根城や井伊家に興味・関心のある来城者が訪れると考えられる。

・彦根城や井伊家についてより理解を深めてもらうことが目指し、現状の展示を継続し、必要に応じて改善を図る。



写真:開国記念館[図中番号:02]



写真:彦根城博物館[図中番号:03]

#### 【彦根城博物館─井伊家に関する展示】

・井伊家に伝来した美術工芸品や古文書の展示 等

## 役割を分担した情報提供

### 【旧西郷屋敷長屋門を活用した新規ガイ ダンス施設―彦根城周辺に関する展示】

- ・旧城下町の全体像の解説
- ・彦根城周辺の文化財や施設の解説
- ・埋木舎と外堀土塁遺構の解説 等

### 【開国記念館─彦根城に関する展示】

- ・江戸時代の彦根城の全体像や歴史の解説
- ・現在の公開範囲や推奨ルートの解説 等

特別史跡に関する基礎的な情報提供

#### 図:各ガイダンス施設における情報提供の方法

### (2) 歴史的建造物および庭園の公開の検討

- ・旧木俣屋敷、旧脇屋敷、二の丸佐和口多聞櫓については、来城者に特別史跡の本質的価値をより効果的に普及するため、公開を検討する。
- ・ヴォーリズ建築、旧御座所、旧門衛所については、近代建造物としての価値や指定地における 保存の意義を普及するための公開を検討する。
- ・公開に向けた整備については、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、短中期で設定する動線上に位置する旧木俣屋敷と二の丸佐和口多聞櫓を優先的に行い、旧御座所、旧門衛所については、施設移転の進捗状況を踏まえた上で検討する。

#### (3) 木造橋の復元の検討

- ・本丸と二の郭を繋いでいた<mark>第1種地区の</mark>5箇所の橋の内、黒門土橋と橋自体が滅失している 山崎橋および裏門橋については、復元を検討する。
- ・二の郭と三の郭を繋いでいた第2種地区の4箇所の橋の内、京橋(コンクリート橋)と橋自体 が滅失している長橋については、復元を検討する。

### (4) 券売所の改修

既存の券売所の内、大手門券売所および玄宮園券売所(北側)以外は、江戸時代の建造物をイメージした外観で統一されている。

- ・既存の表門事務所、大手門券売所、黒門券売所、玄宮園券売所(北側、南側)において、老朽 化が進行しているものは、機能を維持するため、適切な改修を行う。
- ・大手門券売所および玄宮園券売所(北側)は、<del>短中期で設定する</del>動線上にありながら景観に配慮された外観になっていないため、江戸時代の建造物をイメージした外観への改修などを検討する。



写真:大手門券売所[図中番号:04]



写真:表門事務所[図中番号:06]



写真:玄宮園券売所(北側)[図中番号:05]



写真:玄宮園券売所(南側)

### (5) 道路および駐輪場(自転車エコステーション)の整備

現在、彦根市では自転車を利用した観光が推進されている。特別史跡に関しても、長期で設定する動線を、来城者に効率的に回遊してもらうとともに、周辺の文化財や施設と、公開活用における更なる連携を図っていく必要がある。

- ・指定地への観光車両の乗り入れ抑制の推進に伴い、来城者が安全に歩行するために、第2種地 区の道路を整備する。
- ・歩行者の安全を確保しつつ、第2種地区にサイクリングコースを整備する。
- ・ガイダンス施設付近に駐輪場(自転車エコステーション)を設置することを検討する。

・サイクリングコースの整備においては、路面の舗装や、既存サイクリングコースと連携したマップの作成、ホームページや彦根市観光案内所およびレンタサイクル基地での周知、案内板の設置等を検討する。

#### (6) 本質的価値の普及のための取組みの実施

### ① I Tを利用した情報提供の強化

- ・本質的価値を理解する機会を人々に平等に提供するため、インターネットを介して、市内外および国内外からも彦根城跡に関する情報が共有・発信できる環境を整備する。
- ・来城者の理解を促進するため、Wi-Fi環境を整備の上、ガイダンス施設をはじめとして、 指定地に音声ガイドアプリのダウンロードを行うための2次元バーコードを設置する。

### ②特別史跡の見学環境の改善

- ・ガイダンス施設や券売所において、特別史跡指定範囲や見学動線、主要な建造物および遺構、 トイレ、周辺施設等の位置を示したマップを提供する。
- ・動線上の鳥類の巣や糞、死骸を除去し、見学環境を快適に保つ。

### ③特別史跡におけるイベントの強化

- ・ガイダンス施設において、市内外の学校を対象とする教育学習や市民の社会教育に効果的な シンポジウム等の開催を積極的に企画する。
- ・来城者が楽しみながら本質的価値への理解を深めることを目指し、指定地および周辺の文化 財を巡るスタンプラリー等のイベントを開催する。
- ・イベントの開催が少ない5~6月および9~10月の期間でのイベントの開催を検討する。

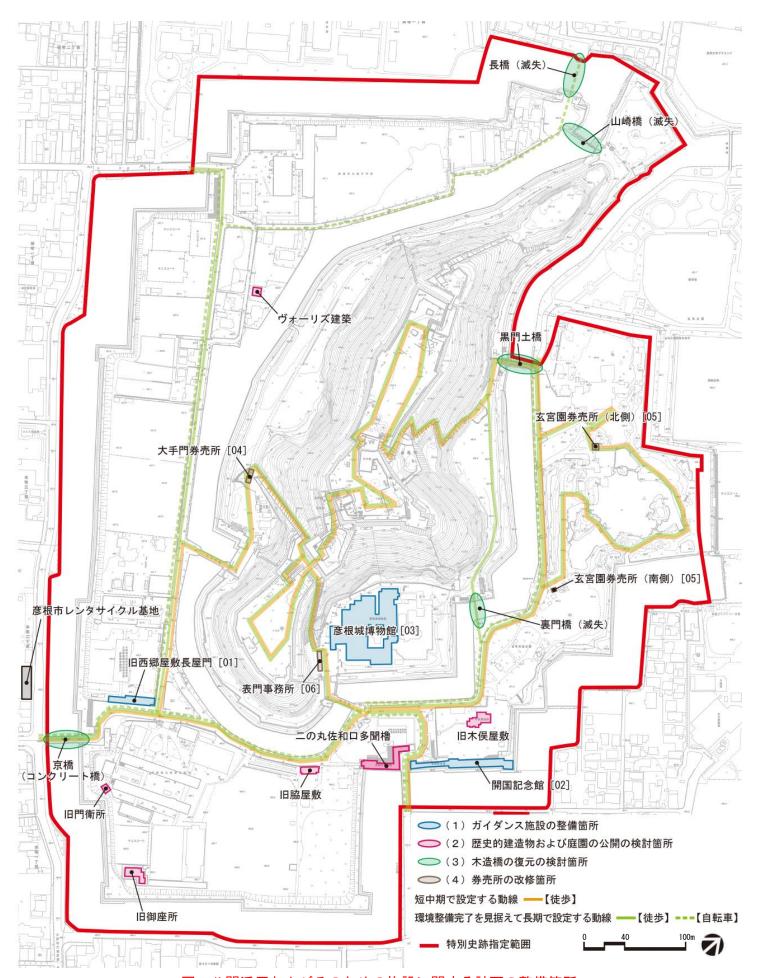


図:公開活用およびそのための施設に関する計画の整備箇所

### 11. 整備の推進体制に関する計画

特別史跡指定地において、確実かつ円滑な整備を実施するための体制を以下に示す。

整備の実施にあたっては、彦根市歴史まちづくり部文化財課が主体となり整備を推進する。本計画で示した整備の推進と共に特別史跡の確実な保存と恒常的な活用に取り組むために、文化財課を拡充・強化し、彦根城の整備に特化した部署の設置を検討する。特に城郭建築の知見を有する歴史的建造物の専門職員の確保を図る。また、彦根市によって指定地での一元的な整備を推進するため、文化財保護法第113条に基づく管理団体の指定を目指す。さらに、個々の整備内容に応じて、彦根市他部局との連携を図って、整備が円滑に推進できるための強固な庁内体制の構築を目指す。

整備に際しては、国(文化庁)および滋賀県とも協議を行い、整備内容等について助言・指導を受ける。また、整備の手順や方法等について検討が必要となる場合、有識者からなるワーキング会議等を適宜設置し、関連団体を含めて協議を行った上で実際の整備に移る。これに加えて、適宜、有識者から個別の助言・指導を受けることも検討する。

本計画で示した整備を実施するために、特別史跡指定地での公有地化の推進も必要となるが、公有地化の推進にあたっては、土地所有者との協議を重ね、将来的な指定地全域での公有地化を目指す。

モニタリングを実施するにあたっては、文化財課職員および指定地の日常的な管理者が中心となり、保存活用計画に示される「彦根城跡におけるモニタリングの指標、観察記録主体等」に基づいて定期的な点検を行う。なお、後述する「12. 周辺地域の環境保全に関する計画」および「13. 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画」については、関連団体や周辺施設等の管理者との連携を図る。

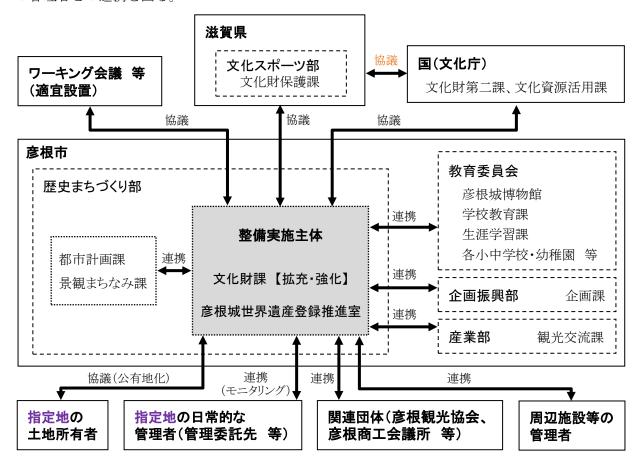


図: 整備の推進体制

### 12. 周辺地域の環境保全に関する計画

関連諸機関や既存事業との連携を図った上で、特別史跡指定地周辺においても特別史跡に相応しい環境を形成するための整備を検討する。

本計画の検討箇所を以下の図に示す。

#### (1) 特別史跡を臨む視点場の検討

既定計画⁴において、彦根城下の周辺に、彦根城跡(彦根山および天守)を臨む視点場が設定されている。

・市民の精神的・文化的シンボルとしての天守等城郭への眺望が確保されることによる、市民意 識の向上を目指して、特別史跡指定地周辺(特別史跡指定地以外の彦根城跡および彦根城下) に視点場を設定し、天守等城郭への眺望が確保できるような整備を検討する。

#### (2) 駅前お城通りの検討

既定計画<sup>5</sup>で設定された視点場の内の1箇所が、彦根駅前である。また、彦根駅前から彦根城跡に向かって伸びる駅前お城通りは、電車を利用して特別史跡にやって来る来城者が主に通行する道である。しかし、駅前お城通りには、商業施設等が建ち並んでいるため、それらの建物や屋外広告物により、彦根駅前や駅前お城通りから、彦根城跡(彦根山および天守)への眺望は十分に確保されていない。

・『彦根市景観計画』(平成 19 年 (2007)) で定められている高さ規制等を踏まえて、天守等城郭 への眺望の確保と、統一感のある景観形成を図った環境整備を検討する。



図:周辺地域の環境保全に関する計画の検討箇所

<sup>『</sup>彦根市景観計画』(彦根市、平成 19 年(2007))pp.25-27 『彦根市景観計画』(彦根市、平成 19 年(2007))pp.25-27

### 13. 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

関連諸機関や既存事業との連携を図った上で、特別史跡指定地周辺の環境や施設等について、特別史跡と関連した公開活用を行うための整備を検討する。

本計画の検討箇所を本項末尾の図に示す。

#### (1) 近世建造物(金亀会館)修復の検討

長期において指定地への移築が検討されている金亀会館(藩校弘道館の講堂および公館)は、 腐朽・欠損が著しい状態である。

・指定地への移築を見据えた金亀会館の保存整備を検討する。

### (2) 指定地周辺における来城者の移動手段および駐車場の検討

現在の指定地への来城者の主な移動手段は、電車(JR琵琶湖線・近江鉄道近江本線)および 自家用車であるが、関連計画である『彦根市都市交通マスタープラン』(平成 29 年 (2017))で は、市への来訪手段を車から公共交通の利用に転換し、指定地の駐車場を再配置することが謳わ れている。

来城者の指定地への移動手段として、最寄り新幹線の発着駅であるJR米原駅等を拠点とした、 観光バス・シャトルバスの運行を検討する。また、近世城郭の姿を目指した整備や、来城者の安 全性および利便性の向上に向けて、長期計画として指定地の駐車場の撤去を検討するにあたり、 指定地周辺で必要台数を収容する駐車場の確保を図る。

### 表:関連計画等に記載された指定地周辺の交通に関わる整備内容

「彦根市都市交通マスタープラン」 (彦根市、平成 29~令和 12 年 (2017~2030))

#### 【パーク・アンド・バスライド駐車場の新設および彦根城周辺を結ぶシャトルバスの運行】

- ・市への来訪手段を車から公共交通の利用に転換する。
- ・名神高速道路彦根 IC 周辺にパーク・アンド・バスライド駐車場を整備し、彦根城周辺へ シャトルバスを運行する。

#### 【彦根城内の駐車マネジメント】

- ・彦根城内にある駐車場(桜場、二の丸、大手前、文化財保存用地)を段階的に移設し、再 配置を進める。
- ・駐車場の再配置に伴い、彦根城内を「観光車両の乗り入れ抑制エリア」に設定する。

#### 【駐車場の再配置】

・既存のいろは松駐車場等を観光バス・シャトルバス駐車場に整備する。

#### (3) 特別史跡と連携した周辺施設等の公開活用の検討

特別史跡の周辺には、文化財や公開活用に関する施設が多く立地している<sup>7</sup>。特に、特別史跡指定地周辺の諸要素である「C:彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素」は、指定地の「A:特別史跡の本質的価値を構成する要素」に準じて、本質的価値の保存・継承が目指される。

・特別史跡だけでなく、特別史跡指定地周辺に対する理解も促進するため、周辺の施設等において、特別史跡や周辺文化財、旧城下町に関するパンフレットの配布や解説板設置等の情報提供

<sup>6</sup> 詳細な内容は巻末資料「1. 上位・関連計画の概要」に示している。

<sup>「</sup>詳細な内容は第3章「5. 特別史跡の公開活用のための諸条件の把握」「(2)特別史跡指定地および周辺の施設等」に示している。

を行うことを検討する。

・「C: 彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素」には、公開されている文化財と、旧鈴木屋敷長 屋門等の非公開の文化財があるが、可能な限り全ての文化財について公開を検討し、本質的価 値の普及を図る。

### (4) 指定地周辺の施設等を巡る見学者動線の検討

現在、彦根ボランティアガイド協会が発行するパンフレット「ひこねコースガイド」等によって、指定地および周辺の施設等を巡るための複数の推奨コースが設定されている。

- ・短中期では、既存の推奨コースに基づいて、指定地周辺の施設等への来城者の誘導を図る。
- ・長期では、世界遺産登録への取組みや周辺地域の状況を踏まえて、指定地の長期における動線 と連動した動線の設定を検討する。

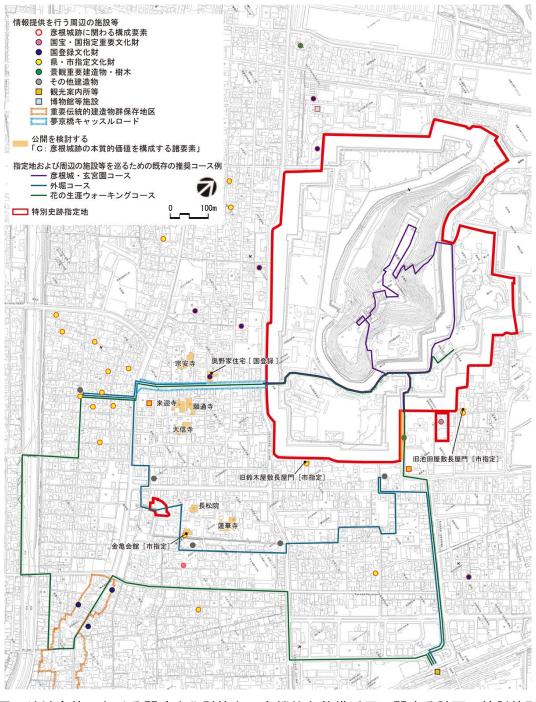


図:地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画の検討箇所

# 14. 事業計画

本計画の事業計画は、令和3年(2021)を開始とする。事業計画では、指定地内の公有地を主たる対象とし、本計画で検討した整備について、短期事業として5年以内、中期事業として10年以内に着手する事業を整理した。なお、公有地化後の土地を対象として実施する整備は、長期事業として11年目以降に着手する事業として整理した。

年次	令和3~7年(2021~2025)	令和8~12年(2026~2030)	令和 13 年(2031)~
	短期事業(5年以内)	中期事業(10年以内)	長期事業(11年以上)
事業工程の時	公有地を対	公有地化後の土地を対象として整備	
期区分			
<b>期区</b> 分	—————————————————————————————————————	□ 別史跡指定地の公有地化の推	· 進

分	<b>数/#甘→</b> ᆗ盂	整備等事業			短期事	業(2021	~2025)		中期事業(2026~2030)					長期事業
分類	整備基本計画			1年目				5年目	6年目			9年目		
		(1)彦根山の地形整備												
		(2)石垣の修復												
	2、海巣児友に関する社画	(3)顕現遺構の保存措置												
	3. 遺構保存に関する計画	(4)土塁の修復												
		(5)その他の遺構の整備	・竪堀の修復											
保		(5)その他の遺構の登開	・地下遺構の保存											
存		(1)近世建造物(旧木俣屋敷、旧西郷屋敷等)の修行	复											
保存整備	4 医中的建类物 4 k t t c c 层等	(2)近世建造物(金亀会館)の移築の検討												
烳	4. 歴史的建造物および庭園等 - の修復に関する計画 -	(3)近代建造物(ヴォーリズ建築、旧御座所、旧門衛	所)の修復											
		(4) 旧木俣屋敷の庭園の修復												
		(5)木造橋の修復												
		(1)彦根山の植生保全												
	7. 修景および植栽に関する計画	(2)サクラの景観保全												
		(3)オニバスおよび堀の水環境の保全												
	- 44/01-181-1-7-1-T-	(1)短中期における動線の設定												
	5. 動線に関する計画	(2)長期における動線の設定												
			・櫓跡・登り石垣・竪堀の顕在化											
		(1)露出遺構の顕在化	・井戸跡・水溜跡の顕在化											
	6. 遺構の表現に関する計画	<u> </u>	·外堀土塁遺構(第4種地区)の顕在化											
		(2)地下遺構の復元(平面整備)の検討												
		(3)歴史的建造物の復元の検討												
	7. 修景および植栽に関する計画	(4)見学環境に悪影響を及ぼす樹木等の伐採の	・来城者の安全に悪影響を及ぼす樹木等の伐採の検討											
		検討	・景観に悪影響を及ぼす樹木等の伐採の検討											
		(5)指定地 <mark>周辺</mark> からの眺望に悪影響を及ぼす樹木等	等の伐採の検討											
	8. 案内・解説施設に関する計画	(1)案内板、解説板、注意板の改修												
		(2)長期で設定する動線上への案内板設置の検討												
<u>=</u>		(3)特別史跡や要素に関する解説板の設置												
活用整		(1)管理事務所の改修												
整	9. 管理施設および便益施設に関する計画	(2)給排水施設の整備	・水道栓の撤去											
備			・排水環境の改善、施設の外観改修の検討											
		(3)照明施設等の整備												
		(4)売店および休憩施設の整備	・売店の撤去よび休憩棟等施設の改修の検討											
-			・ベンチの再配置の検討											
		(5)駐車場の撤去および駐車場管理事務所の転用	の検討											
		(6)防災・防犯対策												
	10. 公開活用およびそのための 施設に関する計画	/4\ 上' / ピゝ ¬ セー=n, o =b /#	・旧西郷屋敷長屋門を活用した新規ガイダンス施設の設置の検討											
		(1)カイタンス施設の整備 =	・既存ガイダンス施設の展示内容の改善											
		(2)歴史的建造物および庭園の公開の検討												
		(3)木造橋の復元の検討												
		(4)券売所の改修		1										
		(5)道路および駐輪場(自転車エコステーション)整備		1										
		(6)本質的価値の普及のための取組みの実施	・IT を利用した情報提供の強化、見学環境の改善、イベントの強化											
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		The second secon											



図:整備イメージ(旧木俣屋敷周辺)

